東海医図協第24- 号

平成24年11月13 日

東海地区医学図書館協議会加盟館長

東海目録会員機関病院長

日本医学図書館協会東海地区会加盟館長

日本薬学図書館協議会東海地区協議会加盟館長

看護大学・看護短期大学図書館長

東海地区医療機関病院長　　　　　　　　　　殿

東海地区医師会・歯科医師会長

その他の関連図書館長

東海目録会員機関図書館（室）

その他、関係機関

東海地区医学図書館協議会

会長　　河　合　達　志

[公印省略]

平成24年度東海目録研修会の開催について（ご案内）

拝啓　時下ますますご繁栄の事とお喜び申し上げます。

日頃から当協議会の運営にご支援いただき厚く御礼申し上げます。

当協議会が主催する平成24年度研修会を下記のとおり開催しますので、貴機関の図書室担当者ならびに関係のみなさまのご参加についてご配慮くださるようお願い申し上げます。

本研修は、NPO法人医学中央雑誌刊行会のご協力を得て、NPO法人日本医学図書館協会（JMLA）東海地区会の共催、日本薬学図書館協議会（JPLA）東海地区協議会の協賛で実施いたします。

敬具

記

１．日時：平成24年12月7日（金）10:00～16:30

２．会場：愛知学院大学楠元キャンパス4号館3階パソコン室

３．プログラム：添付別紙をご参照ください。

４．参加対象：本協議会正・目録会員、JMLA/JPLA会員、医療機関図書室等関係者、その他の医中誌ユーザー（医中誌からのお知らせページをご覧ください。<http://www.jamas.or.jp/news/news43.html#4>）

５．参加費：無料

６．参加申込：平成24年12月3日（月）までに申込書をEメールあるいはFAX

で下記にお送りください。

７．申込・問合せ先：東海地区医学図書館協議会東海目録ワーキンググループ

　坪内政義　愛知医科大学医学情報センター（図書館）

　　　　　　　　　　　fax 0561-62-3348 　Tel 0561-61-5403

E-mail mtsubo@aichi-med-u.ac.jp

お知らせとお願い

１．研修内容について事前に質問等がありましたら、参加申込書の「通信欄」にご記入ください。

２．名札ケースを用意します。名刺、あるいは名刺大の自己紹介（名前，機関名など）カードを用意してくださるようお願いします。

３．会場へのアクセス方法は、愛知学院大学楠元キャンパスのホームページから交通アクセスをご参照ください。

　　<http://www.dent.aichi-gakuin.ac.jp/index.php>

公共交通機関のご利用をお願いします。

４．協議会の正会員、賛助会員並びに東海目録会員で、所属機関から交通費が支給されない方には、協議会から交通費の半額を支給します。詳しくは、別紙「研修会参加者への交通費助成に関する内規」をご覧ください。

東海地区医学図書館協議会

　平成24年度東海目録研修会　参加申込書

申込先：東海目録ＷＧ　愛知医科大学医学情報センター 坪内政義宛

Eメール mtsubo@aichi-med-u.ac.jp

FAX 　　0561-62-3348

申込期日：平成24年12月3日（月）

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 所属 | 氏名 | 交通費請求額１） | 連絡先（メールアドレス） |
|  |  | 区間：請求額： |  |
|  |  | 区間：請求額： |  |
|  |  | 区間：請求額： |  |

１）協議会の正会員、賛助会員並びに東海目録会員で、所属機関から交通費が

支給されない方は、請求区間及び交通費の半額（100円未満を切り捨てた額）を記入してください。

|  |
| --- |
| 通　信　欄 |
|  |

別紙

研修会参加者への交通費助成に関する内規

2011年6月17日

東海地区医学図書館協議会幹事会

（目的）

第１条　この内規は、東海地区医学図書館協議会（以下「協議会」という。）が主催する研修会へ参加する場合に、協議会が助成する交通費について定めるものである。

（助成対象）

第２条　交通費の助成対象となる研修会と対象者は次のとおりとする。

１　助成対象となる研修会は、協議会が主催する実務担当者会議及び東海目録研修会とする。ただし、協議会会長が必要と認める場合は、他の研修会も対象とする。

２　助成の対象者は、協議会の正会員、賛助会員並びに東海目録会員とする。ただし、所属機関が交通費を支給する場合は、対象としない。

（助成金額）

第３条　助成金額は、研修会への参加に伴い発生した交通費の半額とする。ただし、100円未満は切り捨てる。

（交通費）

第４条　助成対象となる交通費は次のとおりとする。

１　鉄道、バスなど公共交通機関の運賃とする。ただし、グリーン料金等の特別料金は対象としない。

２　タクシーの利用は、公共交通機関に対して、時間的・経済的に合理的な交通手段と認められる場合のみ対象とする。

３　自家用車の利用は、公共交通機関に対して、時間的・経済的に合理的な交通手段と認められる場合のみ対象とする。この場合、目的地または最寄駅までのガソリン代金について、利用区間の距離と、ガソリン1リットルの時価と平均的燃費から概算した金額の半額とする。また、高速料金、駐車料金の半額を請求することができる。

４　宿泊費用は、交通費に含めない。

（交通費助成の請求）

第５条　交通費助成を請求する者は、助成対象となる研修会開催日までに、協議会が指定する請求書に、交通費の半額（100円未満を切り捨てた額）を記入し、協議会事務局へ提出しなければならない。

この内規は、2011年6月17日から施行する。